

久留米市中小商工業融資委員会 会議録（要旨）

1. 日 時 平成30年2月19日（月）15：00～15：55
2. 場 所 市役所3階 305会議室
3. 出席者 坂井委員、原口委員、藤林委員、田住委員、早田委員、穴見委員、秋吉委員、井上委員、末次委員、伊藤委員
以上10名（欠席：津福委員、檜原委員、小林委員、西委員、大野委員）
4. 事務局 松野商工観光労働部長、木下商工観光労働部次長、河野商工政策課長、原新産業創出支援課長、山口商工政策課主幹、ほか職員3名
5. 傍聴者 なし
6. 諮問事項の審議

※配布資料に基づき、諮問内容を事務局から説明

- （委員） 緊急経営支援資金（災害復旧枠）について、既存の借入からの借り換えはできないとなっているが、仮に災害が続けて発生した場合について、災害復旧枠からの借り換えはできるのか。
- （事務局） 災害復旧枠から災害普及枠での借り換えは可能である。
- （委員） 事業者等への周知の際は、分かり易くする等の配慮いただきたい。
- （委員） 緊急経営支援資金（災害復旧枠）について、融資を受ける際の必要な書類について、例えば水害で決算書が流されたなど、必要書類を揃えられない場合はどうのように対応するのか。
- （事務局） 被災状況等を聞き取りしながら、柔軟に対応していきたい。
- （委員） 災害復旧枠について、他自治体で同様の融資はあるのか。また、過去久留米市で起きた災害において、災害復旧に関する融資の状況はどうだったか。あと、経営安定資金の貸付期間の拡充において、7年に設定した理由は。
- （事務局） 福岡県では福岡市が同様に災害復旧のための融資枠を準備している。また、過去、久留米市で起きた平成24年度の北部九州豪雨において、臨時に災害復旧に関する融資枠を設けて対応したが、融資受付は開始直後の9月が最も融資件数が多く、その後12月までの間に25件の融資が行われた。
- 経営安定資金の貸付期間については、限度額引き上げの返済水準、他の融資制度メニューの返済期間とのバランスを踏まえて、7年と設定している。これは、現行の長期事業資金の利用を考えている事業者が、より利率の低い小口資金等を利用すると想定し、長期事業資金の貸付期間7年と同じ設定としたものである。
- （委員長） 本日、当委員会に諮問があった（1）の「平成30年4月1日施行の中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律を受けての久留米市制度融資の改正について」（2）の「緊急経営支援資金（災害復旧枠）の創設について」以上の2点について、当委員会では了承をいたしたい。
- … 全員賛成
- （委員長） 賛成全員により、本日の諮問事項については、当委員会として了承とする。本日の審議を踏まえ、本委員会として答申書を作成する必要があるが、答申書の文案は、委員長、副委員長に一任するものといたしたい。
- … 全員賛成
- （委員長） 答申書を作成したのち、市長へ答申する。

7. その他

- (委員) マイナス金利政策の中で、保証料の負担が発生する保証付き融資の利用件数は減少している。景気が緩やかに回復していることも要因の1つと考えられるが、プロパー融資の現状について、教えていただきたい。
- (委員) 新聞等で金利1%以下の融資が全体の5割以上の状況であるなどといった報道もある中、久留米市ではそこまでの状況はないものの、確かに利用は伸びている。また、市制度融資は利率に加え、信用保証料の負担もあるためトータルとしては、少し割高であるとは感じている。
- (委員) セーフティネット保証5号が責任共有制度となり保証100%から80%になるが、責任共有制度自体は平成19年度から開始している制度であり、この制度開始後、2割の責任共有になったことについて、金融機関の状況を聞かせて欲しい。
- (委員) 2割負担であれば、例えば5000万円の保証協会付きだと、1000万の負担があり、貸し倒れの際は1000万損失がでるため、金融機関としての融資の判断はあると思う。
- (委員) 保証協会が100%保証する場合は、金融機関のリスクはなくなり当然融資実行になると考えるが、その場合の金融機関のチェック機能といった部分はあったのか。
- (委員) 金融機関においては、利用目的や返済計画などの審査を行っており、返済可能と判断されれば、その融資に関する保証協会の保証が100%なのか80%なのかを個々に見て判断することはあまりないと考える。

8. 閉会

(終了 15時55分)